

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年9月18日(2024.9.18)

【公開番号】特開2024-77492(P2024-77492A)

【公開日】令和6年6月7日(2024.6.7)

【年通号数】公開公報(特許)2024-105

【出願番号】特願2022-189618(P2022-189618)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月9日(2024.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面側に遊技球の流下領域を有する遊技板と、

前記遊技板に取り付けられ、透明な部材で構成されたセンター役物を具備する遊技機であって、

前記センター役物は、成型の過程で生じた脱型痕跡部を有しており、遊技球を左右方向に転動させたのちに特定入賞口に向けて前記遊技球を落下可能にした転動面を備えた底壁部材を備え、

前記底壁部材は、遊技球が接触する接触領域と、遊技球が接触しない非接触領域とを有し、脱型痕跡部は前記非接触領域に設けられ、

30

前記底壁部材の後方には、前方に光を発することが可能な所定の演出表示装置を備えることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

パチンコ機のような遊技機には、前方を遊技球が流通する遊技板の前面よりも前方へ突出している突出壁部を有する棒状のセンター役物が設けられており、突出壁部によって枠内への遊技球の侵入を阻止すると共に、棒よりも外側の部位に遊技球が流通する領域を形成して、遊技球の動きを楽しませられるようにしたものが知られている(例えば、特許文献1)。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながら、この種の遊技機では、機種やメーカーが違っていても似たような形態のセン

50

ターフレームが設けられているため、代わり映えがせず、センター役物だけでは他の遊技機との差別化を図ることが困難であった。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、遊技者に対する訴求力を高めることが可能なセンター役物を備えた遊技機の提供を課題とするものである。

10

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の手段：遊技機において、

「前面側に遊技球の流下領域を有する遊技板と、

前記遊技板に取り付けられ、透明な部材で構成されたセンター役物を具備する遊技機であって、

20

前記センター役物は、成型の過程で生じた脱型痕跡部を有しており、遊技球を左右方向に転動させたのちに特定入賞口に向けて前記遊技球を落下可能にした転動面を備えた底壁部材を備え、

前記底壁部材は、遊技球が接触する接触領域と、遊技球が接触しない非接触領域とを有し、脱型痕跡部は前記非接触領域に設けられ、

前記底壁部材の後方には、前方に光を発することが可能な所定の演出表示装置を備える」ことを特徴とする。

そして、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段 1：遊技機において、

遊技球が流下する遊技領域を備えた遊技盤を本体枠内に収納した遊技機であって、

30

前記遊技機は前記遊技領域を視認可能な遊技窓を備え、

前記本体枠は外枠に軸支され、

遊技者の操作により、前記遊技領域に遊技球を打ち込むことにより遊技が行われ、

遊技領域に設けられた所定の入賞口に遊技球が入賞した契機により抽選を行い、前記抽選の結果に応じて遊技者に特典を付与し、

前記遊技盤は開口部を備えた遊技板を備え、前記開口部にはセンターフレームを有し、

前記センターフレームは、

遊技板の前面よりも前方に突出している突出壁部を備え、

該突出壁部の前端面に脱型痕跡部が設けられている

ことを特徴とする。

40

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

このように、本発明によれば、遊技者に対する訴求力を高めることが可能なセンター役物を備えた遊技機を提供することができる。

50